

政統発0627第2号
令和4年6月27日

一般社団法人岐阜県経営者協会 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策、労使関係担当)



令和4年賃金構造基本統計調査の実施に係る協力依頼について

厚生労働省において実施しております賃金構造基本統計調査につきましては、例年、特段のご配慮、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、我が国の労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として昭和23年より毎年実施しており、民営及び公営の事業所のうち、無作為に抽出した事業所を調査の対象としております。

また、調査結果につきましては、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種の政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。国が実施する最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されております。

本年も、別添1「調査計画」及び別添2「調査票」に基づき、令和4年6月分の賃金等について調査することとしております。つきましては、貴団体参加企業の事業所が調査の対象になった場合には、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、円滑な実施に格別のご配慮をお願い申し上げます。

参考として、調査対象事業所に配布する「記入要領」及び「挨拶状」を添付いたします。

また、広報文の原稿を用意いたしましたので、周知等にあたりご活用ください。

今後とも、賃金構造基本統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

*賃金構造基本調査の内容、記入方法などについてはホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html>

賃金構造 事業所

検索



【担当】

厚生労働省 政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付

参事官付 賃金福祉統計室 賃金第三係 中川 柴野 関口

電話番号：03-5253-1111（内線 7658, 7659）

メールアドレス：chinkou@mhlw.go.jp

謹 啓

厚生労働省が実施しております各種統計調査につきましては、かねてから格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「賃金構造基本統計調査」は、1948年（昭和23年）以降、毎年実施しており、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等別に把握できる唯一の調査で、最も重要な統計の一つとして「基幹統計」に指定されています。調査の結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、最低賃金の決定や労災保険の年金額の算定、また、経済、雇用・労働、福祉に係る国の政策検討の基礎資料として幅広く活用されております。

さて、この調査では、常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、統計理論に基づいて選定された事業所を調査対象としておりますが、このたび、令和4年調査において、貴事業所に調査をお願いすることとなりました。

つきましては、ご多用中誠に恐縮でございますが、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

謹 白

令和4年7月

事 業 主 各 位

厚 生 労 働 省 政 策 統 括 官
(統 計 ・ 情 報 政 策 、 労 使 関 係 担 当)

「賃金構造基本統計調査」の ご回答をお願いします

7月1日より「令和4年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に実施します

Q. 結果は、どのように役立っていますか

A. 民間企業での賃金決定・労務管理などの資料として利用されています。また、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定や、各種政策決定の際にも幅広く利用されています。

Q. どのような調査ですか

A. 「賃金構造基本統計調査」は、労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数などの別に明らかにするための調査です。国が実施する統計調査の中でも、最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計調査」に指定されています。

Q. 対象は、どのように選ばれますか

A. 常用労働者を5人以上雇用する民営事業所及び10人以上を雇用する公営事業所の中から、統計理論に基づき調査の対象となる事業所を無作為で抽出し、調査への回答をお願いしています。

Q. 調査は、どのように行われますか

A. 調査対象となる事業所には、調査票などの調査用品を郵送でお手元にお届けします。厚生労働省のHPには、調査に関するQ&Aや調査票作成に利用できる電子ファイルや計算支援ツールをご用意しております。また、政府統計オンライン調査総合窓口(URL: <https://www.e-survey.go.jp>)から、オンライン回答をすることもできます。賃金構造基本統計調査の趣旨と重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

賃金構造 事業主

検索



厚生労働省・都道府県労働局

票 檢 查 調 算 基 本 造 構 賃 金



記入上の注意

- 6月30日現況又は6月1日から6月30日までの期間の状況について記入してください。

令和4年6月分)

令和4年6月分)

この調査紙に記入された事項については、統計以外の目的に使つたり、他に漏らしたりすることはありません。

区分	事業所の常用労働者数	労働者数	抽出率	この欄は、記入社員に属性統計を記入するために行う調査です。			
				正社員・正職員 男女計	常用労働者 うち、女	正社員・正職員 男女計	常用労働者 うち、女
企業全体の常用労働者数	5000人以上	1					
	1000~4999人	2					
	500~999人	3					
飲食事業所が運営する企業全体	300~499人	4					
支社、営業部、工場、販売等用労働者	100~499人	5					
正社員とするとする者	299人	6					
正社員・正職員以外	30~99人	7					
正社員・正職員	10~29人	8					
常勤労働者	5~9人						
事業所の臨時労働者数							
常勤労働者に該当しない労働者							
1人以上ある場合							